

事件番号 平成28年(ワ)第1181号

事件名 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 宮崎俊郎 外200名

被告 国

意見陳述要旨

2016年6月23日

横浜地方裁判所 第4民事部合議B係 御中

原告 藤田倫成

(原告番号199)

1. 私は横浜市内で小児科を開業している医師です。

マイナンバー、ここではあえて「共通番号」と呼ばさせていただきます。共通番号制度については、世論調査でも情報漏洩や悪用など不安の声が多く聞かれるところでもあります。私ももちろん同じ意見ですが、本日は開業保険医の立場から共通番号制度に対する懸念、疑念などについて発言させていただきます。

2. この共通番号制度は利用範囲の拡大を既定路線としています。番号法の附則第6条では、施行後3年を目途に利用範囲を検討するものと規定しているにもかかわらず、実際には、制度が施行される前の昨年9月、預貯金口座、特定健診情報、予防接種履歴を制度の対象に追加する改定番号法が成立しました。

3. そもそも医療情報については、その機微性に鑑み、法案審議の段階から共通番号の対象外とされていきました。しかし、特定健診情報等は、紛れもなく医療情報です。もっとも慎重に取り扱われなければならない医療情

報について、制度の施行開始前から共通番号の対象とされてしまったことに驚きを禁じ得ません。このように改定番号法は、法の附則のみならず、当初の約束も反故にするものあり、国民の十分な理解もないまま共通番号制度を強引に拡大させたものです。

4. この特定健診や予防接種は主に開業保険医が実施します。このようなやり方をみると、今後、私たち開業保険医が共通番号制度に今以上に関与させられることになるのではないかという不安を抱かざるを得ません。

5. 先にも述べましたが、医療情報は極めて機微性の高い個人情報です。また、十分な医療を行うためには、患者さんから、場合によってはご家族から、患者さんの健康に関する多くの情報の提供を求めることが必要です。こうした情報が、ネット上でひとたび漏洩・流出した場合、プライバシーを侵害するだけでなく、社会的地位や生活を脅かすほど、甚大な被害を及ぼす危険さえあります。ですから、医師をはじめ医療従事者には厳しい守秘義務が課せられ、十分な漏洩対策を施すことが求められています。しかし、医療情報が共通番号と結びつくことになれば、その漏洩の危険が増すことは避けられません。このようなことになれば、患者さんが安心して医療を受けられないというまさに本末転倒というべき本当に由々しき事態が生じてしまいます。

6. 他方で、開業保険医は事業主として、従業員などの個人番号の収集、管理、法定調書への記載や提出といった業務を義務として負わされます。帝国データバンクの調査によると、セキュリティや管理体制などの費用として、小規模の事業者でも数十万円掛かるとの試算が出されています。これらに対する国からの補助金はありません。コストだけではなく、情報管理について精神的にも大きな負荷がかかります。先ほども述べましたが、これだけの費用や労力を掛けても、安全・信頼に足りるセキュリティを構築することは不可能でしょう。

7. この他、個人番号カードと保険証の一元化案や、医療等IDによる地域医療情報連携など、共通番号制度のインフラを活用した医療情報の利活用が国策として推進されています。開業保険医は保険資格確認用のネットワーク構築やセキュリティ対策など、更なる設備費用や責任を課されることとなります。

8. 国の医療情報の利活用策は、医療費抑制や医療・健康分野の営利産業化が目的であることは明白です。しかし、医療とは経済という「ものさし」で測れるものではありません。医療情報は患者さんの治療や医学の発展など、国民の生命や健康に寄与する使い方に限定すべきです。

9. つい先日、私の診療所に社会保険診療報酬支払基金から、共通番号の提出を依頼する趣旨の「事務連絡」なる文書が届きました。なお、この文書は全国のすべての保険医療機関、調剤薬局などに送付されています。内容は、「税務署に提出する診療報酬の支払調書に個人番号を記載し提出する必要があるので、保険医療機関に係る個人番号の収集が必要となった。協力をお願いしたい」というものです。保険医療機関に共通番号の提出義務はありませんが、このようになし崩し的に共通番号の提供範囲が広がっていくことに強い危惧を覚えます。

10. 共通番号は、多種多様の個人情報をつなぎ、データマッチングする鍵となります。漏洩・流出による悪用の危険性は、昨年6月に大量流出した年金情報の比ではありません。支払基金とはいえ、100%安全なセキュリティや管理体制を構築できるとは思えません。小規模の民間事業者なら尚のことです。

11. 市民団体「共通番号いらないネット」が2月に実施した関係省庁との交渉では、源泉徴収票・支払調書の作成・提出などに係る個人番号の告知・提出は義務ではなく「任意」であることを行政当局が明言しました。

しかし、関連省庁のウェブサイト、共通番号制度に関する広報媒体などを見ても、明確な記述はありません。よって、多くの国民はこのことを知りません。「義務ではない」、「任意である」ことを隠匿したまま制度を進めることは、国民軽視に他なりません。

12. 私はそもそも、この共通番号制度に対し、法案審議の段階から強い疑念を抱いていました。制度の意義・目的として、国は「行政の効率化」や「公平・公正な社会の実現」を謳っていますが、この間頻発したシステム障害や「パナマ文書」で明らかとなったタックスヘイブンの実態を見れば、それら謳い文句もただの幻想に過ぎないことが分かりました。私たち国民が享受するメリットも乏しく、もはや制度の意義・目的は崩壊しています。

13. 発言が多岐に渡りましたが、開業保険医として、様々な視点・観点から、共通番号制度は百害あって一利なしの制度だと考えます。一日も早く廃止していただきたいと思います。

以上